

別表 1（連絡窓口）【新規】

市町村が実施する創業支援等事業（小坂町）

創業支援等事業の目標
（目標の根拠） ・ これまでに小坂町には創業に関する相談窓口を設置していなかったが、例年、商工振興担当に 2 件程度の創業に関する相談が寄せられていた。町内の方は、商工会への相談が定着しているが、転入者等のフォローアップとして小坂町に連絡窓口を設置し商工会に設置するワンストップ相談窓口への案内を行う。過去 5 年間の支援対象者数は年平均 2 件、創業者数は 2 件ある。これまでの 2 倍の件数増加を見込みそれぞれ年間 4 件を目標とする。 （目標数） ・ 創業支援対象者数 4 人、創業者数 4 人
創業支援等事業の内容及び実施方法
（1）創業支援等事業の内容 ・ 小坂町観光産業課内に設置する連絡窓口と商工会内に設置するワンストップ窓口（別表 2－1）と連携強化し創業希望者に対し手厚い支援を行う。 ・ 小坂町と連携する創業支援機関を活用して、具体的かつ適切な支援を実施する。 ・ 創業支援を図る要素別の各連携機関の役割は次の通りとする。 ＜創業に必要な要素と各連携機関が担う役割＞ ① ターゲット市場の見つけ方 かづの商工会のノウハウを活かし、情報提供を行う。 ② ビジネスモデルの構築の仕方 かづの商工会は顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。 ③ 売れる商品・サービスの作り方 かづの商工会のノウハウを活かして情報提供を行うとともに、事業者連携のためのマッチング支援を行う。 ④ 適正な価格の設定と効果的な販売方法について かづの商工会が、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスを行う。 ⑤ 資金調達 かづの商工会が、資金調達へのアドバイスや金融支援を町内金融機関や日本政策金融公庫と連携して行う。 小坂町は起業・創業支援補助金制度の資金調達に対する支援を行う。 また、かづの商工会は町補助金への申請や、秋田県の実施する制度の利用を促進するほか、融資を含めた資金調達へのアドバイスを行う。 ⑥ 事業計画書の作成 かづの商工会は、事業計画書の策定について町内金融機関と連携してアドバイスを行う。 ⑦ 許認可、手続き かづの商工会は、創業手続・許認可についてアドバイスを行う。 ⑧ コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性 小坂町と創業支援等事業者が連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。 ＜創業支援機関との連携＞ 窓口相談実施事業者から、毎月下記の項目の提出を求める。町ではこれを集計し、各創

業支援等事業者へ集計結果を報告することで、町内における創業動向の共有化を図り、支援体制の強化を図る。ただし、名簿等の管理については、個人情報保護法を遵守する。

（収集項目）相談件数、相談内容、開業予定業種、性別、年齢、開業件数

＜特定創業支援等事業について＞

かづの商工会が実施する「個別指導事業（別表２－２）」を受け、下記内容に達した者を「特定創業支援等事業」を受けた者として認め、町が証明書を発行する。

・「個別指導」の一環として週に１度程度、１か月以上、４回以上の打ち合わせを行い、経営、財務、人材育成、販路開拓の４つ全ての知識を習得したと認められるもの。

＜各事業の共通事項について＞

・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を小坂町が把握することとし、創業希望者・創業者に対するアンケート調査等により、常に体制を改善していくこととする。

・特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メール等にて確認する。

・創業後についても、小坂町と支援機関とが連携してフォローアップを行い、適切な支援を行うとともに、成功事例については、支援機関の機関紙等を通じ、広くＰＲする。

・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携機関にもこの方針を徹底する。

（２）創業支援等事業の実施方法

・小坂町観光産業課に連絡窓口（担当窓口）を設置するとともに、かづの商工会にワンストップ相談窓口を設置し、小坂町と支援機関とが連携して創業者を支援できる体制を構築する。また、小坂町の広報誌やホームページにおいて、窓口設置を広くＰＲしていくこととする。

・各連携支援機関が支援を行った創業者情報等に関しては、個人情報保護に配慮する。

・関係機関との連携を密にするため、必要に応じて関係機関担当者の連絡会を開催し、各機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

令和７年４月１日～令和１２年３月３１日

別表 2-1 (ワンストップ相談窓口)【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第 2 条第32項第 1 号に該当する事業に限る。）（かづの商工会）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 かづの商工会 (2) 住所 鹿角市花輪字柳田 1 4 - 1 (3) 代表者の氏名 会長 大里 恒明 (4) 連絡先 電話 0186-22-0050 FAX0186-23-2698 担当者 企業支援課長 田中 和則
創業支援等事業の目標
(目標の根拠) ・かづの商工会内に小坂町内での創業希望者を対象としたワンストップ相談窓口を設置する。 ・経営指導員 6 人を配置し、令和元年～令和 5 年度の実績で平均相談件数が 1 4 件あった。管内の人口推移など加味し、年間で相談 1 2 件を目標とする。 また、創業件数については、実効性の高い事業計画の策定支援を行うことで、相談件数の半数にあたる 6 件を目標に、相談者を創業まで結び付ける。 (目標数) ・創業支援対象者数 1 2 人、創業者数 6 人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ・町連絡窓口からの紹介者、及びかづの商工会窓口を訪れた創業希望者・相談者の現状・要望を把握し、創業希望者に対し創業手続、事業計画の作成、マーケティング戦略等の様々な悩みや疑問について、経営指導員が無料で相談を聞き、内容に応じて対応方法をアドバイスする。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・制度パンフレット等を用いながら相談者の背景（事業内容・資金額等）を把握し、個別指導及び町の補助制度を案内し、創業可能な骨太の事業計画となるよう細やかに指導する。 ・相談、支援を実施する中で入手する個人情報保護に留意する。 ・町および商工会は、本制度の P R と事業内容を広報やホームページ等で周知を行うほか、事業の実績やその後の状況などについて情報共有を行う。 ・相談を受ける職員は相応の知識を持った者（経営指導員）が対応する。 ・個人事業の場合は「開業届」、法人の場合は「商業登記簿謄本」の写しの提出を求め、創業の確認を行う。

計画期間
令和7年4月1日～令和12年3月31日

別表 2－2（個別指導）【既存：特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（かづの商工会）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 かづの商工会 (2) 住所 鹿角市花輪字柳田 1 4－1 (3) 代表者の氏名 会長 大里 恒明 (4) 連絡先 電話 0186-22-0050 FAX0186-23-2698 担当者 企業支援課長 田中 和則
創業支援等事業の目標
(目標の根拠) ・小坂町内での創業希望者を対象に個別指導を実施する。 ・個別指導はワンストップ相談窓口（別表 2－1）からの一連の流れで実施する。相談件数全体のうち、6 件が個別指導に至り創業することを目標とする。 (目標数) ・創業支援対象者数 6 人、創業者数 6 人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ・ワンストップ窓口における起業相談の結果、創業に向けて動き出す希望者に対し、経営指導員が経営、財務、人材育成、販路開拓等についての継続的な指導を行う。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・指導に当たっては、経営指導員により行うものとする。 ・個別指導の一環として週に 1 度程度、1 か月以上、4 回以上の打ち合わせを行い、経営、財務、人材育成、販路開拓の 4 つ全ての知識を習得させる事業を「特定創業支援等事業」とする。 ・特定創業支援等の資格を満たした者については、町が定める報告書様式に氏名、住所、連絡先、指導の内容、指導の日を記載し、町に提出する。また、個人情報の取扱いについては、かづの商工会が定める「情報取扱規定」に基づき適正な管理を行う。 ・特定創業支援等事業の資格認定者については、全員に対して電話、メール、訪問等の手段により、個人事業の場合は「開業届」、法人の場合は「商業登記簿謄本」の写しの提出を求めることにより創業状況を確認するとともに、創業時から 6 か月ごとの事業状況の報告及び指導を 3 年間実施する。 ・また、起業後についても、経営指導員による個別のフォローアップを実施する。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 2 年 3 月 3 1 日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第 1 5 回認定日以降の申請が対象となる。